

Rotary Moriguchi Evening

2025-2026 Weekly Bulletin no.10 District 2660 Rotary Club



創立 2000年11月2日
例会日 木曜日 18:30-19:30
例会場 ホテル・アゴーラ大阪守口
事務局 守口市河原町10-5
ホテル・アゴーラ大阪守口5F
TEL06-6995-7440 FAX06-6995-7441
会長 水谷 武志
幹事 元古 隆司
会報担当 クラブ運営委員会
E-mail m-evening@msj.biglobe.ne.jp
http://www7b.biglobe.ne.jp/~

m-eveningrc/

よいことの
ために
手を取りあおう

- ◆国際ロータリー会長
フランチェスコ・アレツツォ(イタリア・ラゲザRC)
- ◆第2660地区ガバナー 吉川 健之(大阪北RC)
- ◆クラブテーマ 「こっから、おもしろくなるよ！」

本日例会 2025年10月16日(木) 第1013回

担当：国際奉仕委員会

卓話：「看護実習で学んだ
人とのつながり」

米山奨学生
宋 ハヌル さん

○ 前回例会 2025年10月2日(木) 第1012回

1. 開 会
2. 国歌斉唱
3. ロータリーソング「奉仕の理想」
4. 四つのテスト唱和
5. お客様のご紹介
例会見学のお客様
畠山 政己様(紹介者：元古会員、金崎会員)

6. ニコニコ箱紹介(小計13,000円 累計75,000円)
元古会員 畠山様、来会有難うございます。
吉岡会員 お久しぶりです。8月誕生日のお礼

7. 幹事報告

○定例理事会報告

1. IM3組フレッシュロータリアン
研修交流会の件
当クラブには該当会員がいないため、
回覧を実施し希望者がいれば出席して
もらことで承認。
2. 創立25周年記念例会の件(承認)
開催日：11月6日(木)
親睦食事は「マジョリカ」にて開催
の予定。
3. 一般会計不足のためニコニコ預金から借
入する件(承認)
4. 地区大会(移動例会)登録者の件(承認)
事務局員は事務局にてオンライン出席
とする。
5. 「広報もりぐち」への広告掲載の件
守口市から業務委託を受けた業者からの
連絡。今回は掲載しないことで承認。

○回覧

フレッシュロータリアン研修交流会参加
申込回覧

○10月の例会連絡

開催日：10月2日、16日

休会日：10月9日、23日、30日

8. 出席報告(会員総数15名)

10月 2日 出席 9名 欠席6名 出席率60.00%

メイクアップ報告

8月28日 出席10名 欠席5名 出席率66.67%

9月 4日 出席 9名 欠席6名 出席率60.00%

(メイクアップ報告なし)

9. 会長の時間

10. 本日のプログラム

担 当：会員組織委員会

卓 話：「よもやま話」

卓話者：柳本 幹男会員

11. 閉 会

○例会前の会合 定例理事会

○親睦食事会場 アゴーラ1階「麗華」

会長の時間 「最近の気付きについて」

一つ目の気付きは、息子が剣道で出稽古に行くことがあります。先日の出稽古先では、子どもたちの挨拶も行動もきびきびとしました。厳しい指導を受けているのでしょうか、小規模ながらも強い道場です。しっかり挨拶をする、きびきび動くということは大切なのだと気付きました。二つ目は健康のために始めた自分のランニングについてです。初日は1分も走れませんでした。翌日は20分程度走れましたがとてもしんどく、ただここでやめたらだめだと思い、走ったり歩いたりを繰り返しながら10回ほどすると30分走り続けられるようになり、走れる距離も伸びてきました。小さいことでもコツコツと続けていくことの大切さに気付きました。当クラブは小規模ですが皆同じ方向を向いていると思うので、コツコツと続けていけば良い結果が出てくると思っています。

次回例会 2025年11月6日(木) 第1014回

『創立25周年記念例会』

休会のお知らせ

10月23日(木)、10月30日(木)

卓話

「よもやま話」

柳本 幹男 会員

◆ 選挙の歴史

○ 公職選挙法制定前

国政選挙

1874年（明治7年）民撰議院設立建白書提出。

1889年（明治22年）大日本帝国憲法発布。

衆議院議員選挙法制定（制限選挙・小選挙区制・記名投票）。満25歳以上の男性で直接国税15円以上を納めている者に選挙権付与。

1890年（明治23年）第1回衆議院議員総選挙。

1900年（明治33年）納税要件緩和。納税条件を10円以上に引下げ。大選挙区制・秘密投票を導入。

1919年（大正8年）納税要件緩和。納税条件を3円以上に引下げ。小選挙区制を導入。

1925年（大正14年）納税条件撤廃。満25歳以上の男性全員（総人口の20.12%）に選挙権付与（狭義の普通選挙・男子普通選挙）。中選挙区制を導入。

1945年（昭和20年）衆議院議員選挙法改正。満20歳以上の男女に選挙権付与（広義の普通選挙・完全普通選挙）。大選挙区制限連記制を導入。

1946年（昭和21年）改正された衆議院議員選挙法に基づく大選挙区制限連記制による衆議院議員総選挙を実施（大選挙区制限連記制はこの1回のみ）。

1947年（昭和22年）参議院議員選挙法が制定され第1回参議院議員通常選挙を実施（全国区、地方区で選出）。衆議院議員選挙法改正で中選挙区制が復活。日本国憲法施行。

○ 公職選挙法制定後

1950年（昭和25年）公職選挙法の制定。

1952年（昭和27年）特別区の区長の公選制の廃止（選任制の導入）。

1974年（昭和49年）特別区の区長の公選制が復活（1975年から適用）。

1982年（昭和57年）参議院議員通常選挙の全国区制を拘束名簿式比例代表制へ変更（1983年の参議院議員通常選挙から適用）。

1994年（平成6年）衆議院議員総選挙の中選挙区制を小選挙区比例代表並立制へ変更（1996年の衆議院議員総選挙から適用）。

1997年（平成9年）公職選挙法改正により投

票時間を18時までから20時までに延長。

1998年（平成10年）公職選挙法を改正して在外選挙の制度を創設。

2000年（平成12年）参議院議員通常選挙の拘束名簿式比例代表制を非拘束名簿式比例代表制へ変更（2001年の参議院議員通常選挙から適用）。

2001年（平成13年）電磁的記録式投票制度を創設。

2003年（平成15年）公職選挙法改正により期日前投票制度を創設。また選挙期間中のマニフェストの配布を緩和する。

2013年（平成25年）公職選挙法改正によりネット選挙解禁。

2015年（平成27年）選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げ。第24回参議院議員通常選挙から適用される。

2019年（令和元年）参議院議員通常選挙の非拘束名簿式比例代表制に特定枠を導入（特定枠は政党が当選者の優先順位をあらかじめ決める拘束名簿式の制度、2019年参議院通常選挙から適用）。（ウィキペディア「日本の選挙」より抜粋）

◆ 選挙違反（選挙犯罪）の例

- ・ 買収罪…金銭、物品、供応接待などによる票の獲得や誘導。金銭などを実際に渡さなくても、約束するだけでも違反。また買収に応じたり、買収を促したりした場合も処罰される。

- ・ 利害誘導罪…特定のあるいは限られた範囲の有権者や選挙運動者に対し、その者又はその者と関係のある団体に対する寄附などの特殊の直接利害関係を利用して投票を誘導した場合に成立。また利害誘導に応じたり、利害誘導を促した場合も処罰される

- ・ 選挙妨害罪…有権者や候補者などへの暴行や威迫、集会や演説の妨害、文書図画の毀棄、候補者の職業や経歴などに関する虚偽事項の公表、偽名による通信なども処罰される。

- ・ 投票に関する罪…詐欺の方法で選挙人名簿に登録させること、投票所での本人確認の際に虚偽の宣言をすること、投票を偽造しまたは増減すること、投票所又は開票所などで正当な理由なく、有権者が投票するのに指示したり勧誘したりして投票に干渉したり、また、投票内容を知ろうとすることなども処罰される。（総務省HP「選挙」より抜粋）